

「衛星非常用位置指示無線標識(衛星EPIRB)」誤発射防止の協力を要請 《産業廃棄物処理業者の講習会で協力を呼びかけ》

四国総合通信局(局長 吉武 久)は、平成30年3月7日(水)丸亀市内のホテル及び3月8日(木)高松市内のホテルで開催された香川県主催の産業廃棄物に係る講習会に職員を派遣し、無線機の適正利用についての説明に併せて、衛星EPIRB誤発射防止の協力要請を行いました。

講習会には丸亀市会場に222名、高松市会場に226名の計448名の産業廃棄物処理業者及び関係者が出席。四国総合通信局岡田電波利用環境課長が無線機の適正な利用について説明しました。

廃棄物処理場に廃棄された衛星EPIRBが遭難信号を誤発射する事例が多発(過去2年間で3回)していることを踏まえ、産業廃棄物処理業者に誤発射防止の協力を要請しました。

四国総合通信局は関係者の集まる会議等に参加し、周知啓発活動を行う等正しい電波利用の普及に努めます。



3月7日 丸亀会場



3月8日 高松会場

遭難信号誤発射防止の協力要請概要

近年、船舶や航空機に搭載されている遭難信号発信機(※)が廃棄処分後にSOS(遭難)信号を発射し、人命救助活動に多大な混乱を招いてしまう事例が多発しています。

遭難信号発信機は、廃棄する船舶等の所有者の責任において電池を抜くなどの電波誤発射防止措置を行うべきものではありませんが、時にはそのまま産業廃棄物として処分されることもあります。

廃棄物の中にこのような発信機を発見されましたら、次の措置をとっていただくようご協力をお願いします。

※(正式名称は、「衛星非常用位置指示無線標識」・「航空機用救命無線機」等)

■電波誤発射の防止措置

- ☆内蔵電池を抜く。(おじ止めをはずす等の分解が必要)
- ☆水に濡らしたり、大きなショックを与えない。
 - ・この様な状態で自動的にスイッチが入ってしまうことがあります。
- ☆スイッチを入れない。
 - ・ストロボライトが点滅していれば、遭難信号が発射されています。

直近の衛星EPIRB遭難信号誤発射探査事例

○廃棄物の中から衛星EPIRB(平成29年11月高知県高知市)

- ① 第五管区海上保安本部から、船舶の遭難時に使用される信号(周波数406.025 MHz)が発射されている旨の申告
- ② 電波監視車による探査を実施。ポータブル・レシーバで発信源を絞り込み。
- ③ 高知市の産業廃棄物処理場に赴き、重機で産廃を搬出。スコップと熊手により廃棄物の中に埋もれていた発信器を捜索し回収。

問題の衛星EPIRBは、高知県下のまぐろはえ縄漁船(19トン)に搭載されていたもの。無線局免許の廃止手続きはされていたが、電波法で義務付けられた電波の発射を防止する措置が講じられないまま粗大ゴミとして処分。最終的に処理場に向け運送される際に、何らかの衝撃を受けスイッチが入ったものと推定。



捜索した産業廃棄物処理場



発見した衛星EPIRB